

傷病手当金を請求される方への注意事項

傷病手当金は、「病気やケガで会社を欠勤したら給料の代わりに絶対もらえるもの」ではありません。

傷病手当金の請求をされ、健康保険組合に書類が届きますと、健康保険法に基づき内容審査をします。療養状況や病院等の受診歴を確認し、必要に応じ被保険者・担当医師・事業主等へ照会をして、その上で健保組合が妥当と判断した場合に支給されるものであり、場合によっては一部、あるいは全部が不支給となることもあります。

また、傷病手当金は、「私事の病気やケガに対し、医療機関で適切な治療・投薬等を行い、労働力が早期に回復するよう療養に専念するため」に支給することが主な目的であり、よって医療機関での診察治療投薬等が絶対条件であります。

そして、請求期間中に「正しい療養」をしていることも支給の条件です。

正しい療養とは

1. 医師の指示に従う。通院の指示がされている場合は、きちんと受診する。
2. 医師が薬による治療が必要とし処方箋を交付した場合は、指示に従い調剤薬局で薬を受け取り、指示通り服薬する。

傷病手当金の支給要件などについて、健康保険法 99 条において規定されています。

しかし、その要旨として「疾病または負傷に対する療養の給付あるいは療養費の支給等の保険給付」により、労働力の早期回復を図ることを主な目的としています。

よって、正当な理由もなく自己の判断で受診を中断する、処方箋が交付されているにもかかわらず調剤薬局へ処方を受けに行かない。自己の判断で服薬しない、あるいは同様の病院にひと月に複数か所通院し同様の薬を多数貰っている等「正しい療養」をしていないと考えられる場合、その理由如何によっては快癒に向かう意思がないものとみなし、傷病手当金が支給されないことがあります。場合によっては傷病手当金の不支給のみならず、該当期間中の医療費の健康保険負担分（療養の給付等）も返還請求させていただくこともあります。

真に労務が出来ない状態であっても、医師の指示等を守らないものは「必要な療養」として認めません。なにとぞご理解下さいますようお願いいたします。

また、傷病手当金請求の書類は、在職者および在職期間中の休職については健康保険組合への直接提出は受け付けていません。請求や提出に関する相談を、まずは会社にしていただきますようお願いいたします。

**健康保険組合は、皆さまから頂いている保険料を
「ムダのない、適正な支出をすること」とされております。**

同意書

日本レストランエンタプライズ健康保険組合が健康保険法による傷病手当金の支給決定を行うにあたり、下記事項について同意します。

- * 私が、以前及び現在受診している医療機関等に対し、傷病手当金にかかる診療内容等の照会を行い、照会を受けた医療機関等が日本レストランエンタプライズ健康保険組合に対して回答すること。

- * 私が、以前加入していた保険者（健康保険組合等）に対し、私にかかる資格及び給付歴等の照会を行い、照会を受けた保険者が日本レストランエンタプライズ健康保険組合に対して回答すること。

- * 私が、以前在職していた勤務先等に私の個人情報に関する照会を行い、照会を受けた勤務先等が日本レストランエンタプライズ健康保険組合に対して回答すること。

- * 私が、日本レストランエンタプライズ健康保険組合の照会に対して回答した文書および書面を、日本レストランエンタプライズ健康保険組合が私の記入したことの事実の確認のために、以前または現在受診している医療機関及び勤務先等に提示し、提示を受けた医療機関及び勤務先等が日本レストランエンタプライズ健康保険組合に対して回答すること。

紹介先が複数となる場合は、本同意書の写しも有効と認めます。
支給決定上、必要がある場合は、随時、意見照会することについても同意します。

日本レストランエンタプライズ健康保険組合 理事長 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名